

小倉城庭園 貸間利用規約

各部屋のお申込とご利用につきましては、以下の事項をご確認の上、ご利用いただきますようお願い致します。

(開園時間・休園日)

- ・基本開園時間は、以下の通りとなります。

夏季(4月~10月) 9:00~20:00(入園は19:30まで)

冬期(11月~3月) 9:00~19:00(入園は18:30まで)

- ・貸間及び前撮り受付・お問合せは、上記 基本開園時間に準じます。
- ・原則、年中無休ですが天候、施設修理・点検日等により臨時休館の場合があります。

(貸間・前撮り予約)

- ・貸間使用申込は、ご利用日の3ヶ月前から承ります。

(例:4月23日にご利用の場合は1月23日から予約可)

但し、講座等で毎月連続して利用する場合は6ヶ月前から承ります。また、ご希望日時に庭園行事、他の予約等がある場合は、ご希望に沿えない場合がございます。

- ・貸間をご利用いただく際は「貸間使用許可申請書」を事前にご提出ください。

貸間使用申込予約は「小倉城HPの申請フォーム」もしくは「業務管理部」にて承ります。

但し、2回目以降の申請は電話申込も可能です。(申請者及び貸間利用内容が前回と

同様の場合のみ)。未申請の場合は、ご利用いただけません。

- ・前撮りでご利用される際は、「前撮り貸間使用許可申請書」を事前にご提出ください。また初回利用の際に「[利用同意書](#)」の提出をお願いします。
- ・利用申請者は原則 業者様のみとなります。初めてご利用される場合は、申請書の他に会社案内等の資料を提出していただく場合がございます。
- ・障子や襖の取り外し等は原則できません。また、当園の表示物及び設置物等を移動する際は必ず事前にご相談ください。移動した表示物は撮影終了後、現状復帰を借受者(申請者)様にて行ってください。
- ・和室及び書院棟にて寝転ぶ・膝枕等、一般のお客様の目に余る行為での撮影は、ご遠慮ください。
- ・前撮り等で、着替えや機材が多い場合は「和室」「研修室」のご利用をお願いします。
- ・**通路や広縁等の占有は貸間利用範囲に含まれません。他の利用者様への配慮をお願いします。**
- ・減免(団体及び関係省庁等)がある場合は、予約時にお申し出ください。減免申請等の諸手続きは、借受者(申請者)様にてお願いします。

(貸間・前撮り利用料金)

- ・料金については、「小倉城庭園 貸間・前撮り 使用申請書」をご参照ください。
- ・前撮り撮影の場合、貸間使用料、入館料(スタジオ関係者、付添者等)、前撮り基本撮影料、空調費(使用した場合)等が必要です。
- ・原則、ご利用前に庭園入口受付にてご精算をお願いします。但し、クレジットカードクレジットカードでのご精算はできません。
- ・**貸間借受者(申請者)が貸間をご利用し、参加者等から講座費及び参加費並びに茶会費、会合費等の金銭の授受がある場合、通常の貸間料金の「1.5倍」もしくは「徴収単価×利用人数×0.04」のいずれか高い方が貸間料金となります。**
- ・貸間利用者(申請者、講座生、関係者含む)が施設内を見学(展示棟及び書院棟等)する場合は、必ず規定の入園料をお支払いください。
- ・貸出若しくは使用時間は、原則9時から21時までです。時間超過、又は予約時間前のご利用は、他のご予約のお客様へのご迷惑となりますので、予約時間内に準備、撤去をお願いします。

(前撮り以外の撮影予約について)

- ・一般の撮影も、上記と同条件で受け付けます。

(ご利用について)

- ・庭園の設立趣旨、雰囲気と調和のとれたご利用に限ります。
- ・他のお客様のご利用(庭園鑑賞等)に支障をきたさない様にお願いします。
- ・行事、イベント等でご利用いただく場合は、事前打合せをさせていただくことがございます。その際に資料(企画書、図面等)をお願いする場合がございます。
- ・雑誌その他出版物等で広報を行う場合、原稿確認(入稿前)をさせていただきます。また、当園の画像(動画含む)等の使用についても事前にご連絡をお願いします。
- ・チラシ、案内パネル等の表示物については、借受者(申請者)様でご準備をお願いします。
- ・講演会、撮影等で特別な機械(機器)、備品を搬入される場合は、予め当園へご相談ください。
- ・貸間利用終了後、私物はその都度お持ち帰りください。当園ではお預かり出来ません。
- ・利用開始前及び終了後は、必ず事務所へお声かけをお願いします。

(備品) [「有料備品使用申請書」](#)をご参照ください。

- ・庭園内の備品(有料)については「有料備品使用申告書」をご提出ください。
- ・賃借する備品等については、借受者(申請者)様でご準備(設置等)及び原状復帰をお願いします。但し、茶道具、掛軸などの美術品等については原則 職員が行います。
- ・会場設営及び庭園職員が準備、片づけ等を行う場合は別途設置料が発生します。

(車両)

- ・当園は駐車場を完備しておりませんので、近隣の駐車場をご利用ください。
庭園周辺及び園内への車両(タクシー、トラック等含む)の乗り入れは原則禁止となっております。やむを得ず荷物等の搬出入の為、一時車両乗り入れをご希望する場合、台数、車種等を事前にご連絡ください。(予定外の車両乗り入れはできません。関係者への周知徹底をお願いします)
- ・庭園内の施錠及び解錠は、庭園職員にて行いますのでお申し出ください。

(講座)

- ・初めて講座を受講される方は事務所に承ります。また、事前打合せをさせていただく場合がございます。
- ・講座の所定期間分の受講料は前納でお願いします。
- ・見学をご希望の場合は、業務管理部または庭園事務室までご連絡をお願いします。
- ・お支払いいただいた受講料は、原則払い戻しを致しませんのでご了承ください。
- ・講座を欠席及び休講並びに退講される場合は、事前にご連絡をお願いします。
- ・受講者が極端に少ない場合や講師のやむを得ない事情等により、開講日の延期、イベント等による変更、天候により中止となる場合がございます。その場合、原則補講を行います。
- ・受講料の振込手数料等は受講者様負担にてお願いします。

(注意事項)

次の場合は使用中、予約中に関わらず、直ちに使用中止または予約の取り消しを行い、ご利用をお断りさせていただく場合がございますのでご注意ください。この場合に生じる損害に対して、当園は一切の責任を負いませんので予めご了承ください。

1. 法令または公序良俗に反する行為。
2. 申請書のご利用目的以外でのご利用。
3. 当園の利用権の全部または一部を第三者へ許可なく譲渡転貸すること。
4. 書院棟「上段の間」「上々段の間」は原則、立入禁止。
5. 他のお客様のご迷惑となる行為。
6. 営利目的でのご利用、物品販売、募金、掲示、記録以外での撮影またはこれに類する行為。
7. 園内での飲食は禁止です。(但し、立礼席及び茶会でのお抹茶・お菓子等、またはユニークベニューを除く)
8. 園内での火気類は使用禁止です。(但し、お茶会等を除く)また、発火または引火性の物品や危険物のお持ち込みも禁止です。
9. 園内は禁煙です。
10. 施設・設備等を汚損、破損させる恐れのある行為。
11. その他、当園係員の注意又は指示に従っていただけない等、庭園の管理、運営上、不相当と認める行為。

1 2. 利用規約を順守していただけない場合。

1 3. 万一、災害、事故等が発生した場合は庭園職員の指示に従い冷静かつ迅速に行動してください。災害、事故等に備え、非常口等の位置を予めご確認ください。

(申請資格について)

・北九州市暴力団排除条例(平成 22 年北九州市条例第 19号)第6条により、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第 2号に規定する暴力団をいう。)または暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)もしくは暴力団員と密接な関係を有する者にあたらぬことを有するもの。

また、疑義がある場合、関係行政機関へ当該行政機関に確認することに承諾したものとす。

(損害賠償及び免責)

・施設及び備品等のご利用に際しては、破損、汚損にご注意ください。万一お客様(利用する全ての関係者を含む)が施設及び備品を破損・汚損された場合は損害を賠償していただきますのでご了承ください。

ご利用中の盗難・災害に伴う損害については、当園は一切の責任を負いませんので、予めご了承ください。

(個人情報) 個人情報の管理

・当園は適切な手段によって個人情報を収集するとともに、利用目的の範囲内で取扱います。また、収集した個人情報の紛失、漏洩、改ざん等を防止する為、適切な安全対策及び必要な是正措置を講じます。

(個人情報の利用目的)

・当園が収集した個人情報の利用は、貸間及び前撮り撮影等の運営遂行の為に必要な範囲内でお客様の利権を損なわないよう十分配慮して行います。

(個人情報の第三者提供に関して)

- ・ 下記の場合を除き、本人の同意無しに第三者へ個人情報を提供する事はありません。
 1. 法令により開示を求められた場合。
 2. 裁判所、警察等の公的機関からの提供の要請があり、本人の同意が無くとも社会通念上、情報提供が妥当と当園が判断した場合。

(個人情報開示の請求)

・お客様ご本人からのお申し出がありましたら、ご本人である確認が取れた場合のみ開示致します。

(規約の変更)

・必要に応じて、事前の通告なしに本規約を変更することがあります。本規約変更後に施設利用した場合、変更後の規約を承諾したものとみなします。

(その他)

・この規約で定めるもののほか、必要な事項は規定等で定める。

付則

この規約は、令和4年 10月 1日から施行する。